

第12回 蘭越町農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和3年6月29日（火）午後1時30分から午後2時30分
- 2 開催場所 蘭越町役場3階委員会室
- 3 出席委員 15人
会長 15番 中井 悟
会長職務代理 7番 西元 道啓
委員 1番 黒川 利光 2番 近藤 一祝
3番 高山 重人 5番 岩間 勇市
6番 宮武 正人 8番 吉田 靖志
9番 石井 妙司 10番 金子 辰四郎
11番 安田 伸二 12番 坂野 幸夫
13番 坂井 明治 14番 杉本 峯一
16番 伊藤 忠幸
- 4 議事日程
第1 会議録署名委員の指名について
第2 会期の決定について
第3 諸報告について
第4 現況証明願いについて
第5 農地法第18条第6項の規定による通知について
第6 農地法第3条の規定による許可申請について
第7 農地法第4条の規定による許可申請について
第8 農地法第5条の規定による許可申請について
第9 農業経営基盤許可促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
第10 土地の意見価格の決定について
第11 令和3年田畑売買価格等に関する調査について
第12 農業委員会の適正な事務実施に向けた令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について
- 5 農業委員会事務局職員 事務局長 高田 幸則
農地係長 小柳 大騎

6 会議の概要

議 長

ただいまの出席委員は、15名であります。定足数に達しておりますので、これから第12回蘭越町農業委員会総会を開会いたします。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

それでは、日程に従って進めてまいります。

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

本日の会議録署名委員は私が指名してよろしいでしょうか。

全委員

異議なし。

議 長

それでは、8番 吉田委員と9番 石井委員を指名いたします。

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

本日の総会の会期は、本日1日間としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

全委員

異議なし。

議 長

異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決しました。

日程第3、諸般の報告についてを議題とします。

第11回の総会以降の諸般について、報告いたします。

6月9日 蘭越ふるさと振興会監査、蘭越町役場

持続可能とする蘭越町農業の振興に関する提言」意見交換会、蘭越町役場2階会議室

蘭越町農業再生協議会定期総会、蘭越町役場3階会議室

蘭越町米麦改良協会定期総会、蘭越町役場3階会議室

6月28日 米-1グランプリinらんこし実行委員会総会、蘭越町役場3階会議室

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4、議案第1号現況証明願いについてを議題とします。

NO1～NO3について、上程します。

担当調査員から順次、調査の報告をお願いします。

2番

番号1番、2番についてご説明いたします。1番につきましては、

(近藤委員)

〇〇の近くの〇〇挟んで両側に2筆、〇〇さんの住宅の真向かい。現状は採草放牧地以外ということで、確認をして参りました。私と坂井委員、杉本委員の3名で調査をして参りました。

2番について説明いたします。場所につきましては、〇〇に上がるちょっと前〇〇に入る手前300Mを右へ入る道路があるのですが、その道路入ってすぐ左側になります。私と坂井委員、杉本委員の3名で確認をしまして、現況は採草放牧地以外として確認してきました。

3番
(高山委員)

番号3番について説明いたします。場所につきましては、議案第1号3番を見ていただきたいと思います。地図の左側が〇〇さんの畑になるのですが、〇〇から〇〇さんの自宅の方に向かいまして、左側の方に黒い線で囲っているところです。金子委員、宮武委員、私の3名で調査をして参りました。現状は採草放牧地以外ということで、確認をして参りました。

議長

これから質疑に入ります。
質疑ありませんか。

全委員

質疑なし

議長

質疑なしと認めます。
議案第1号は、調査員の報告を承認し、証明書を交付することとします。
日程第5、議案第2号農地法第18条第6項の規定による通知についてを議題とします。
NO1～NO2について、一括、上程します。
事務局から説明願います。

事務局
(小柳係長)

議案第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について、別紙のとおり、農地等の賃貸借の合意解約した旨の通知があったので、受理の可否について、議決を求める。
令和3年6月29日提出、蘭越町農業委員会会長名。

番号1番、貸主は〇〇さん、借主は〇〇さん、土地は〇〇番、畑で〇〇㎡です。契約期間は昭和62年11月30日から平成9年11月30日までで農地法によるものです。通知年月日は令和3年6月9日、解約成立年月日と土地引渡の日は令和3年6月29

日です。解約の理由は、耕作できないため解約するものです。

番号2番、貸主は〇〇さん、借主は〇〇さん、土地は〇〇番、田で〇〇㎡です。契約期間は平成29年3月7日から令和3年11月30日までで強化法によるものです。通知年月日は令和3年6月16日、解約成立年月日と土地引渡の日は令和3年6月29日です。解約の理由は、譲渡するため解約するものです。

議 長

引き続き、担当委員から順次、補足説明を願います。

5番
(岩間委員)

番号1番、内容については事務局説明の通りです。場所につきましては、〇〇の〇〇を〇〇に向かいまして、〇〇の入り口の左手にある場所です。

11番
(安田委員)

番号2番、内容については事務局説明の通りです。場所ですが、〇〇さんの住宅の道を真っ直ぐ下がっていきますと突き当り〇〇にぶつかりますので、〇〇の手前の農地になります。6号議案にも出てきますので、よろしくお願ひ致します。

議 長

これから質疑に入ります。
質疑ありませんか。

全委員

質疑なし

議 長

本案は、原案のとおり受理してよろしいでしょうか。

全委員

質疑なし

議 長

本案のNO1～NO2について、原案のとおり受理することとします。

NO3について、上程します。

農業委員会法第31条、議事参与の制限により、〇〇委員の退席を求めます。

暫時休憩します。(〇〇委員退席)

再開します。

NO3について、事務局から説明願います。

事務局

番号3番、貸主は〇〇さん、〇〇さん、土地は〇〇番、畑で〇〇

(小柳係長) m²です。契約期間は平成15年2月27日から平成18年3月31日までで農地法によるものです。通知年月日は令和3年6月21日、解約成立年月日と土地引渡の日は令和3年6月29日です。解約の理由は、転用するため解約するものです。よろしくご審議の程お願いいたします。

議 長 引き続き、担当委員から補足説明を願います。

11番
(安田委員) 内容については事務局説明の通りです。場所ですが、〇〇から〇〇の方に向かいまして、〇〇から右に曲がりまして、100M位行ったところの左側にある農地です。

議 長 これから質疑に入ります。
質疑ありませんか。

全委員 質疑なし

議 長 原案のとおり受理してよろしいでしょうか。

全委員 質疑なし

議 長 本案のNO3について、原案のとおり受理することとします。
暫時休憩とします。(〇〇委員着席)
再開します。

日程第6、議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。

NO1～NO2について、一括、上程します。

事務局から説明願います。

事務局
(小柳係長) 議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について、別紙の者から、農地等の賃借権の設定をするため、農地法第3条第1項の規定による申請書の提出があったので、許可の可否について、議決を求める。令和3年6月29日提出。蘭越町農業委員長名。

番号1番、貸主は〇〇さん、借主は〇〇さん、土地は〇〇番、田で〇〇m²、畑で〇〇m²です。権利の区分は賃借権の設定、新規の貸し付けです。貸付理由は耕作できないので、農地を貸し付けするものです。成立する法律関係は賃貸借、価格は総額で〇〇円、

10a当たりの価格は、田で共済水張面積価格で〇〇円、畑で〇〇円です。権利設定の日は、農地法第3条許可の日、期間は農地法第3条許可の日から令和8年6月28日までの5年間です。

番号2番、貸主は〇〇さん、借主は〇〇さん、土地は〇〇番、畑で〇〇㎡です。権利の区分は賃借権の設定、新規の貸し付けです。貸付理由は耕作できないので、農地を貸し付けするものです。成立する法律関係は賃貸借、価格は総額で〇〇円、10a当たりの価格は、畑で〇〇円です。権利設定の日は、農地法第3条許可の日、期間は農地法第3条許可の日から令和8年6月28日までの5年間です。

番号1から番号2の調査書については、同じ記載となっておりますので、一括にて説明をさせていただきます。

〇〇さんの要件ですが、第2項第7号地域調和要件としては、申請地は、営農が困難であるため耕作できない農地を借り受けするものであり、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺地域における農業上の効率的利用に支障を生ずるものではないと判断いたしました。第1号から第6号については記載のとおりです

議 長

引き続き、担当委員から順次、補足説明を願います。

16番
(伊藤委員)

1番と2番の件について説明いたします。内容については事務局説明の通りです。場所ですけれども、1番目の〇〇さん〇〇の内の田んぼですけれども、〇〇宅から〇〇方面へ〇〇手前なのですけれども、〇〇の方へ抜ける道があるのですが、そこを上がって行った所の奥にある1筆になります。〇〇ですが、〇〇宅から〇〇方面に戻りまして、〇〇へ抜ける道路があるのですけれども、そこを入れて行きまして、500M位入りますと〇〇があるのですが、その奥になるところになります。2番目の〇〇さんの場所も同じところになります。

議 長

これから質疑に入ります。
質疑ありませんか。

全委員

異議なし

議 長

質疑なしと認めます。
原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

全委員

異議なし

議 長

本案は、原案のとおり決定し、許可を与えるものとします。
日程第7、議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題とします。
NO1について、上程します。
事務局から説明願います。

事務局
(小柳係長)

議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請について、別紙の者から、農地等を農地等以外にするため、農地法第4条第1項の規定による申請書の提出があったので、許可の可否について、意見を求める。令和3年6月29日提出、蘭越町農業委員長名。

番号1、申請者は〇〇さん、場所は〇〇番、現況は畑、面積は〇〇㎡です。申請理由は、植林転用するためです。別紙調査書をご覧ください。

農地区分は、農業公共投資対象外の生産性の低い小集団であり、おおむね10ha未満の農地であります。また、農用地域内にある農地以外の農地であって、甲種・1種・2種（市街化が見込まれる農地）・3種のいずれの要件にも該当しない農地であるため、第2種農地になり、転用はやむを得ないのではないかと事務局では判断いたしました。一般基準については記載のとおりです。

なお、番号1の案件は許可相当の可否について意見を求めるものです。よろしくご審議の程お願いいたします。

議 長

担当委員の補足説明を願います。

7番
(西元委員)

内容に関しましては、事務局説明の通りです。場所に関しましては、〇〇とそれに付随する〇〇の圃場でございます。

議 長

これより、質疑及びご意見を伺います。
質疑・ご意見はありませんか。

全委員

異議なし

議 長

原案のとおり、許可及び許可相当であると決定してよろしいでしょうか。

全委員

異議なし

議長

本案については、北海道農業会議へ諮問することといたします。

日程第8、議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。

NO1について、上程します。

事務局から説明願います。

事務局
(小柳係長)

議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について、別紙の者から、農地等を農地等以外にするため、農地法第5条第1項の規定による申請書の提出があったので、許可の可否について、議決を求める。令和3年6月29日提出、蘭越町農業委員長名。

番号1番、申請者は〇〇さん、借主が〇〇さん、土地は〇〇番、現況は畑、面積は〇〇㎡、農地区分は畑、農用地区域内の第1種農地、権利の種類は賃貸借、賃借料は〇〇円です。申請理由は、〇〇工事における仮設事務所、資材置き場を使用するためです。別紙、調査書をご覧ください。

第1種農地に判断した理由としては、おおむね10ha以上の集団的農地であるため、第1種農地と判断いたしました。

本来であれば、第1種農地については原則不許可となっておりますが、仮設工作物の設置その他の一時的な利用として、当該農地を供することが必要と認められる場合は不許可の例外となっております。本件につきましては、令和3年11月30日までの一時使用であること、工事の基点となる仮設事務所及び資材置き場として使用できる場所として、一時転用することはやむを得ないと事務局では判断いたしました。一般基準については記載のとおりです。

番号1番については5月31日の総会で農地法第5条の規定による、許可について、許可相当である旨、北海道農業会議に諮問しておりました。

この度、6月25日付けで北海道農業会議常設審議委員会から許可相当である旨の回答がありました。

よろしくご審議の程お願いいたします。

議長

担当委員の補足説明を願います。

7番
(西元委員)

内容に関しましては、事務局説明の通り本年度〇〇地区で行われる基盤整備の事務所として使用するものでございます。場所に関しましては、〇〇から〇〇に向かう〇〇線と〇〇線入ってすぐのところにある、〇〇さんの住宅の裏に位置する農地でございます。

議長

これより、質疑及びご意見を伺います。
質疑・ご意見はありませんか。

全委員

異議なし

議長

質疑なしと認めます。
原案のとおり、決定してよろしいでしょうか。

全委員

異議なし

議長

本案については、原案のとおり決定し、許可することといたします。

日程第9、議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。

NO1～NO7について、一括、上程します。

事務局から説明願います。

事務局
(小柳係長)

議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、蘭越町長から決定を求められた別紙の農用地利用集積計画の可否について、議決を求める。

令和3年6月29日提出、蘭越町農業委員会長名。

番号1番、利用権の設定等を受ける者は、〇〇さん、利用権設定等をする者は〇〇さん、土地は〇〇番、畑で〇〇㎡です。利用権設定等の種類は所有権の移転、成立する法律関係は売買です。

10a当たりの価格は共済水張面積価格で〇〇円です。所有権移転の時期と土地の引渡し時期は、いずれも令和3年8月1日、対価の支払期限は令和3年7月末日です。価格は総額で〇〇円です。譲渡理由は、営農が困難であるため農地を譲渡するものです。

別紙、調査書をご覧ください。

〇〇さんの要件ですが、第3項第2号イの全部効率利用要件としては、譲受人の経営農地は全て耕作されており、所有する農機

具や労働力等から見て、今後においても全ての農地について効率的に利用して耕作を行うであろうと判断いたしました。第2号口から第4号については記載のとおりです。

番号2番、利用権の設定等を受ける者は、〇〇さん、利用権設定等をする者は〇〇さん、土地は〇〇番、田で〇〇㎡です。利用権設定等の種類は所有権の移転、成立する法律関係は売買です。

10a当たりの価格は共済水張面積価格で〇〇円です。所有権移転の時期と土地の引渡し時期は、いずれも令和3年8月1日、対価の支払期限は令和3年7月末日です。価格は総額で〇〇円です。譲渡理由は、営農が困難であるため農地を譲渡するものです。

別紙、調査書をご覧ください。

〇〇さんの要件ですが、第3項第2号イの全部効率利用要件としては、譲受人の経営農地は全て耕作されており、所有する農機具や労働力等から見て、今後においても全ての農地について効率的に利用して耕作を行うであろうと判断いたしました。第2号口から第4号については記載のとおりです。

番号3番、利用権の設定等を受ける者は、〇〇さん、利用権設定等をする者は〇〇さん、土地は〇〇番、田で〇〇㎡です。利用権設定等の種類は所有権の移転、成立する法律関係は売買です。

10a当たりの価格は、〇〇円です。所有権移転の時期と土地の引渡し時期は、いずれも令和3年8月1日、対価の支払期限は令和3年7月末日です。価格は総額で〇〇円です。譲渡理由は、営農が困難であるため農地を譲渡するものです。別紙、調査書をご覧ください。

〇〇さんの要件ですが、第3項第2号イの全部効率利用要件としては、譲受人の経営農地は全て耕作されており、所有する農機具や労働力等から見て、今後においても全ての農地について効率的に利用して耕作を行うであろうと判断いたしました。第2号口から第4号については記載のとおりです。

番号4番、利用権設定等を受ける者は、〇〇さん、利用権設定等をする者は、〇〇さん、土地は〇〇番、田が〇〇㎡です。利用権設定等の種類は賃借権の設定、成立する法律関係は賃貸借です。契約期間は、令和3年7月6日から令和6年7月5日までの3年間です。価格は総額で〇〇円、10a当たりの価格は、田が〇〇円です。貸付理由は、契約を更新して、農地の貸し付けを継続するためです。

別紙、調査書をご覧ください。

〇〇さんの要件ですが、第3項第2号イの全部効率利用要件としては、借主の経営農地は全て耕作されており、契約の更新であり、所有する農機具や労働力等から見て、今後においても全ての農地について効率的に利用して耕作を行うであろうと判断いたしました。第2号ロから第4号については記載のとおりです。

番号5番、利用権の設定等を受ける者は、〇〇さん、利用権設定等をする者は〇〇さん。土地は〇〇番、田で〇〇㎡です。利用権設定等の種類は賃借権の設定、成立する法律関係は賃貸借です。契約期間は、令和3年7月6日から令和8年7月5日までの5年間です。価格は総額で〇〇円、10a当たりの価格は、共済水張面積価格で〇〇円です。貸付理由は、契約を更新して、農地の貸し付けを継続するためです。

別紙、調査書をご覧ください。

〇〇さんの要件ですが、第3項第2号イの全部効率利用要件としては、借主の経営農地は全て耕作されており、契約の更新であり、所有する農機具や労働力等から見て、今後においても全ての農地について効率的に利用して耕作を行うであろうと判断いたしました。第2号ロから第4号については記載のとおりです。

番号6番、利用権の設定等を受ける者は、〇〇さん、利用権設定等をする者は〇〇さん。土地は〇〇番、畑で〇〇㎡です。利用権設定等の種類は賃借権の設定、成立する法律関係は賃貸借です。契約期間は、令和3年7月6日から令和13年7月5日までの10年間です。価格は総額で〇〇円、10a当たりの価格は、畑で〇〇円です。貸付理由は、契約を更新して、農地の貸し付けを継続するためです。

別紙、調査書をご覧ください。

〇〇さんの要件ですが、第3項第2号イの全部効率利用要件としては、借主の経営農地は全て耕作されており、所有する農機具や労働力等から見て、今後においても全ての農地について効率的に利用して耕作を行うであろうと判断いたしました。第2号ロから第4号については記載のとおりです。

番号7番、利用権の設定等を受ける者は、〇〇さん、利用権設定等をする者は〇〇さん。土地は〇〇番、畑で〇〇㎡です。利用権設定等の種類は所有権の移転、成立する法律関係は売買です。10a当たりの価格は、〇〇円です。所有権移転の時期と土地の引

渡し時期は、いずれも令和3年8月1日、対価の支払期限は令和3年7月末日です。価格は総額で〇〇円です。譲渡理由は、営農が困難であるため農地を譲渡するものです。別紙、調査書をご覧ください。

〇〇さんの要件ですが、第3項第2号イの全部効率利用要件としては、譲受人の経営農地は全て耕作されており、所有する農機具や労働力等から見て、今後においても全ての農地について効率的に利用して耕作を行うであろうと判断いたしました。第2号口から第4号については記載のとおりです。

以上のことから、この計画は適正であろうと事務局では判断いたしました。よろしくご審議の程お願いいたします。

議長

引き続き、担当委員から順次、補足説明を願います。

16番
(伊藤委員)

番号1番内容については事務局説明の通りです。場所ですけれども、〇〇から〇〇までの11筆が〇〇さん宅から斜め後ろの所になります。〇〇、〇〇ですけれども、〇〇さん宅から少し〇〇方面へ戻りますけれども、〇〇さん宅に入るところからカーブのところにある2筆になります。宜しくお願い致します。

11番
(安田委員)

番号2番についてご説明いたします。内容につきましては事務局説明の通りです。場所につきましては、先ほどの2号議案で解約された農地になります。宜しくお願い致します。

16番
(伊藤委員)

番号3番についてご説明いたします。内容につきましては事務局説明の通りです。場所ですけれども、〇〇方面へ向かって行きまして、〇〇へ入る手前を〇〇の方にある所になります。宜しくお願い致します。

8番
(吉田委員)

番号4番、5番について説明致します。番号4番について内容は事務局説明の通りです。場所ですが、〇〇から〇〇線を〇〇方面へ1km位進みますと右手に〇〇さんの住宅があります。住宅の裏に位置する1筆になります。

番号5番ですが、内容につきましては事務局説明の通り契約の更新になります。場所ですが、〇〇から〇〇方面にすすみますと右手に〇〇があります。〇〇を奥に入っていきますと、〇〇さんの住宅がありまして、周りにある農地になります。宜しくお願い致します。

16 番
(伊藤委員)

番号6番についてご説明いたします。内容につきましては事務局説明の通り契約の更新であります。場所ですれども、〇〇に入る手前に〇〇さん宅があるのですけれども、丘高い所になるのですけれども、〇〇の右行って奥の所になります。よろしくお願ひします。

5 番
(岩間委員)

番号7番についてご説明いたします。契約については事務局説明の通りです。場所につきましては、議案第2号で解約された〇〇の入り口から上の方にある土地であります。宜しくお願ひします。

議 長

これから質疑に入ります。
質疑ありませんか。

全委員

異議なし

議 長

質疑なしと認めます。
異議ないものとして決定してよろしいでしょうか。

全委員

異議なし

議 長

本案は、原案のとおり決定し、その旨、町へ通知いたします。

日程第10、議案第7号 土地の意見価格の決定についてを議題とします。

農業委員会法第31条、議事参与の制限により、〇〇委員の退席を求めます。

暫時休憩します。(〇〇委員退席)
再開します。

事務局から説明願ひます。

事務局
(小柳係長)

議案第7号 土地の意見価格の決定について 蘭越町長から意見を求められた土地の価格について、別紙のとおり回答してよろしいか、議決を求める。令和3年6月29日提出。蘭越町農業委員長名。

意見価格の照会がありました土地につきましては、別紙、議案

第7号、土地の意見価格についてをご覧ください。なお、当該地は〇〇へ売却予定となっております。

上段には、当該地として今回意見価格の照会があった〇〇番が記載しております。中段からは、ここ数年の農地売買実例とあくまで参考程度ですが、過去の財務局への意見価格を記載しております。

過去の売買実例などを参考に、地区の主体担当委員が売却当該者のため、地区の補佐委員と事前に相談した上で、田で〇〇円として回答したいと考えております。また売買実例の場所については議案第7号1番実例①～④を参考にしてください。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

これから質疑に入ります。
質疑ありませんか。

全委員

異議なし

議 長

質疑なしと認めます。

照会のあった農地の価格について、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

全委員

異議なし

議 長

本案は、原案のとおり決定し、その旨、蘭越町長へ通知いたします。

暫時休憩とします。(〇〇委員着席)

再開します。

日程第11、議案第8号 令和3年田畑売買価格等に関する調査についてを議題とします。

事務局から説明願います。

事務局
(小柳係長)

議案第8号 令和3年田畑売買価格等に関する調査について、農業会議が行う田畑売買価格等に関する調査について、令和3年の価格を次のとおり決定することについて、議決を求める。令和3年6月29日提出、蘭越町農業委員会会長名。

これは毎年行っている価格調査になっておりまして、昭和25年に各市町村の価格分析データを取ることでスタートした経緯があります。旧市町村名として未だに調査をしている理由としては、今後においてもデータをおっていくためのものであり、旧市町村名として南尻別村と磯谷村の2カ所での価格の調査であり、全国において昭和25年からの動向を追っているという趣旨の調査であります。

南尻別村、磯谷村のそれぞれの田、畑、また、転用目的の田と畑について、昨年と同様の価格とさせていただいております。実際の売買実例としては、これよりも下がっているところもありますが、固定資産の評価額も変わっていないこと等により判断させていただいております。

それぞれの場所については、図面を添付しておりますので、ご覧ください。図面番号、議案第8号1番①が南尻別村の田、議案第8号1番②が南尻別村の畑、議案第8号1番③が磯谷村の田と畑となります。

以上よろしくご審議のほどお願いいたします。

調査の対象区域・・・中田、中畑

中田、中畑とは、「収量水準や生産条件が平均的な水田、畑のことをいう。」

南尻別村は、昭和29年から「蘭越町」に町制施行で改称、昭和30年に磯谷村の一部が蘭越町に編入。

事務局
(高田局長)

補足説明いたします。調査につきましては農業会議が昭和25年からデータを録っているものになってますので、現在の町村名とは違いまして、磯谷村、南尻別村という形となっていて、少しわかりづらいのですが、磯谷村につきましては港地区一部につきまして昭和30年蘭越町に編入されておりました、南尻別村につきましては、昭和29年に蘭越町に編入しております。調査の対象区域中田・中畑となっており、中田・中畑というのは、中程度の水田生産条件が平均的な水田畑の事となっております、つきましては南尻別村が田が〇〇さんの土地。畑が〇〇さんの土地。磯谷村につきましては、田が〇〇さんの土地。畑につきましては〇〇さんの土地となっております。この土地につきましては、2年前に場所を変更しております。変更の理由につきましては、当時の設定場所が農地では無くなっていたためですので宜しくお願い致します。

議 長

ただ今、説明がありましたが、ご意見やご質問等ありませんか。今回農業委員になった若い方の中には南尻別村とか磯谷村という言葉はあまり聞いた覚えがないのかなと思いますけれども、これも今局長が説明した通り変えられないそうです。

全委員

異議なし

議 長

質疑なしと認めます。

異議ないものとして決定してよろしいでしょうか。

全委員

異議なし

議 長

本案については、異議ないものとして決定します。

日程第12、協議第1号 農業委員会の適正な事務実施に向けた令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価についてを議題とします。

事務局から説明願います。

事務局
(小柳係長)

協議第1号、農業委員会の適正な事務実施に向けた令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について。令和3年6月29日提出、蘭越町農業委員長名。

皆さんのお手元に両面刷りで配ってあります、別紙様式2 令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価をご覧くださいと思います。

まず初めに1番の農業委員会の状況についてですが、2015農林業センサス及び昨年7月に任命となった農業委員に基づいての記載となっておりますので、説明は省略させていただきます。

続いて2番の担い手への農地の利用集積・集約化についてです。令和2年度の目標及び実績ですが、集積目標は3,759ha、集積実績が3,605haです。達成状況は95.9%となりました。集積実績の内、新規実績といたしまして、非担い手が自作・利用していた農地のうち担い手に対して権利の設定・移転がされた農地が77haありました。活動実績につきましては、遊休農地が増加しないよう利用集積の調整に努め、新規就農希望者に対して、営農相談や基盤となる農地の紹介を行うとともに、現地調査を実

施しました。目標に対する評価ですが、目標としては妥当でありました。活動に対する評価は、農地の出し手と受け手双方や新規就農希望者の意向等に基づき、慎重かつ適正に対応できました。

続いて3番の新たに農業経営を営もうとする者の参入促進についてです。令和2年度の目標及び実績ですが、参入目標が1経営体に対し、参入実績が0経営体で達成状況は0%となっています。同様に参入目標面積が0.7haに対し、参入実績面積は0haで達成状況は0%となっています。活動実績につきましては、認定期間満了に伴う再認定を、関係機関とともに推進しました。目標に対する評価ですが、目標としては妥当でありました。活動に対する評価は、町担当課と連携して、十分な活動は展開できたが、地域へのPR活動を行う必要がありました。

続いて4番の遊休農地に関する措置に関する評価です。令和2年度の目標及び実績ですが、解消目標1.2haに対しまして、解消実績が0haでした。活動実績としましては、10月に農地パトロールを実施しました。活動に対する評価は、遊休農地の所有者等への指導の強化、また、他の農業者に対しても遊休農地の有効利用が図られるよう浸透させることが必要であり、遊休農地の活用方法や農地の利用状況について、把握し、今後における活用も含め、整理が必要であります。

続きまして5番の違反転用への適正な対応ですが、令和2年度の違反転用はありませんでした。活動実績としましては、農地パトロールで遊休農地や違反転用等の調査を実施し、点検・分析の調査リストを作成し、所有者への意向調査を実施しました。活動に対する評価は、日常的に農地パトロールを強化するとともに啓発活動を行い、農地転用についての情報を町民へ重ねて広報する必要がございます。

最後6番からについては、記載のとおりとなっておりますので、よろしく願いいたします。以上で終わります。

議長 　　ただ今、説明がありました。ご意見やご質問等ありませんか。

全委員 　　異議なし

議長 　　質疑なしと認めます。

　　意義ないものとして決定してよろしいでしょうか。

全委員 　　異議なし

議 長

協議第1号については、異議ないものとして決定し、町ホームページで公表することとします。

その他の報告といたしまして、

前回総会時にその他の報告で報告しておりました、「持続可能とする蘭越町農業の振興に関する提言」についての振興・農政専門委員会と町長との意見交換会を、6月9日に開催いたしましたので、近藤振興・農政専門委員長より、報告をお願いします。

2番
(近藤委員)

(近藤振興・農政専門委員長から)

6月9日に提言書を町長へお渡ししましたので、その後意見交換会という事で、委員の皆様には大変忙しい中、ご参加くださって大変ありがとうございました。3時から2時間ほど行いまして、3項目ありました、今後の振興作物、担い手対策親元就農、人・農地プランという事で、3つの提言に対しての意見交換会という事で、開催しておいまして、振興作物につきましては、町は農業生産者経営安定所得控除を図る作物検討対策という事で、薬用作物の搾取して栽培試験を取り組んでいると、将来は民間主導による地域経済雇用、国に対する目的を持って現在研修を行っているを言うことで、将来はどういう形になるかは、積み重ねで、時間はかかると思いますが、それが定着して生産者の所得控除に繋がれば良いのですけれども、現在メロントマトなど長い歴史の事で生産されている、生産者の分布において積み上げた作物が今現在に至っておるわけですけれども、そういった振興作物をある程度集約してそれに対する町の支援をしたらいいのではないのかという目的で協議をしたわけですが、今後はそういう課題に取り組んで頂きたいという事でお願いをしています。また、担い手対策親元就農とありますけれども、親元就農は国のハードルが高いため町として独自の支援お願い出来るかという事で、お願いしまして、町の方は今後検討していきたいとありましたけれども、米農家などに第三者就農継承などいわゆる居抜きのような形でそういった稲作にも第三者継承が出来ればいいなという事で今後町・農業委員会という事で知恵を絞りながら考えていかななくてはならないという事だと思っております。また、人・農地プランについてはアンケート調査が終わって、今後は図面に落とし、今後将来に向けてどういった町の流れになっていくのか地区・集落などの話し合いの場を設けて少しずつでも前に進めていくこと

が大事であると思われまますのでこれもまた町・農政・農業委員会などで前に進めるよう努力をしていかなければならないという形で皆様と委員会と町長の意見をいたしました。

議 長

その他の報告を事務局からお願いします。

(事務局から)

事務局
(高田局長)

次回総会は7月28日(水)13:30を予定しております。

以上で報告を終わります。

議 長

閉 会 宣 言

以上をもって、本日の総会に付議された案件の審議は、すべて終了しました。

これにて、第12回蘭越町農業委員会総会を閉会いたします。

午後2時30分終了

以上のとおり会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名押印する。

令和 年 月 日

議 長 ㊟

署名委員 ㊟

署名委員 ㊟

